

2022年9月26日
(第502号)

Contents

I TOPICS

最近のセミナーや論文等の情報

II Lawyer's Eye

中国の「データ越境移転規制」に関する直近の立法動向

日本弁護士 若林 耕

中国弁護士 胡 絢静

III 中国法令アップデート

公布済み法令

<憲法・行政法>

・データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第1版)

<経済諸法>

・企業技術革新能力向上行動計画(2022-2023年)

<社会法>

・国務院による積極的な出生支援措置の更なる改善と実施に関する指導意見

草案・意見募集稿等

・化粧品ネットワーク経営監督管理弁法(意見募集稿)

・自動運転車運輸安全サービスガイドライン(試行)(意見募集稿)

・企業中長期外債審査登記管理弁法(意見募集稿)

・生態環境行政処罰弁法(意見募集稿)

I TOPICS

今後のセミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

- 第 19 回(中国メインランド):2022 年 10 月 12 日(水)
「中国ビジネス法大全その 2」(予定)
講師:パートナー弁護士 射手矢好雄

◆最近のセミナーや論文等の情報

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 16 回(中国メインランド)
日時:2022 年 7 月 20 日(水)
「中国越境 EC における法的留意点」
講師:パートナー弁護士 若林耕

第 17 回(中国メインランド)
日時:2022 年 8 月 4 日(木)
「改正中国独占禁止法から読み解く実務上の留意点」
講師:パートナー弁護士 矢上浄子

第 18 回(中国メインランド)
日時:2022 年 9 月 21 日(水)
「中国ビジネス法大全その1」
講師:パートナー弁護士 射手矢好雄

II Lawyer's Eye

日本弁護士 若林 耕
中国弁護士 胡 絢静

中国の「データ越境移転規制」に関する直近の立法動向

「ネットワーク安全法」、「データ安全法」及び「個人情報保護法」(以下併せて「データ三法」という。)は、データ(個人情報も含む)の本土外(なお、香港、マカオ、台湾も本土外と位置付けられる)への越境移転に関する厳しい規制(以下「越境移転規制」という。)を設けている。例えば、個人情報については、個人情報取扱者の属性(重要情報インフラ運営者か否か)や個人情報の量によっては、国家ネットワーク情報部門が実施する「安全評価」という中国特有の制度(以下「安全評価」という。)をクリアできなければ移転できない。また、「重要情報インフラ運営者」が取扱う「重要データ」についても、越境移転の条件として同様に「安全評価」が必要とされる。

しかし、データ三法自体においては、安全評価の具体的な適用場面や申告プロセスに関する規定までは定めていないため、これまでのところ、データ三法における越境移転規制は、事実上執行されていない状態が続いていた。それが直近では以下のような立法上の進展が見られ、今後正に越境移転規制が本格的に実施・執行されようとしている。

- ① 「安全評価」に関する具体的な適用基準や申告プロセスを定めた「**データ越境移転安全評価弁法**」(国家インターネット情報弁公室第11号)(以下「安全評価弁法」という。)及びその申告プロセスを具体化した「**データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第1版)**」が公布され、本年9月1日から施行されている。
- ② 個人情報の越境移転の適正化要件(個人情報保護法 38 条)¹の一つである「標準契約」の締結に関しては、「標準契約」の意見募集稿(2022年6月30日付「**個人情報越境移転標準契約規定**」の意見募集稿)が公表されている。
- ③ 更には、同じく個人情報の越境移転の適正化要件の一つである専門の認証機関による認証に関するガイドライン(2022年6月24日付「**ネットワーク安全標準実務ガイドライン—個人情報越境処理活動安全認証規範**」)が公表されている。

上記への対応として、①は既に施行されているため、まずは安全評価弁法を正しく理解したうえで、「安全評価」が必要とされる越境移転が存在しないかを総点検する必要がある(もし、存在すれば至急安全評価の実施を検討すべきである。)

本稿では、①の安全評価弁法の概要を中心として解説するとともに、②③の標準契約及び認証の概要についても触れたい。

1 データ越境移転の「安全評価」制度

安全評価弁法は、国家インターネット情報弁公室により2022年7月7日付で公布され、2022年9月1日より施行されている²。安全評価弁法では、「安全評価」が必要となる事由(場面)、安全評価申告と審査のプロセ

¹ 個人情報保護法第38条:

個人情報取扱者は、業務等の必要性により、中華人民共和国本土外に個人情報を提供する必要が確かにある場合は、次のいずれかの条件を具備していなければならない。

(一)本法第40条の規定に基づき国家インターネット情報部門が手配する**安全評価**を通過すること

(二)国家インターネット情報部門の規定に基づき専門機関による**個人情報保護認証**を経ること

(三)国家インターネット情報部門が制定した**標準契約に基づき、本土外の情報受領者と契約を締結**し、双方の権利と義務を取り決めること

(四)法律、行政法规又は国家インターネット情報部門が定めるその他の条件

² なお、安全評価弁法の施行に合わせて、安全評価の実務上の手続ガイドラインである「データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第1版)」も公

ス等が定められている。なお、2022年9月1日の施行日以前にすでに行われたデータ越境移転については、施行日から6ヶ月以内に改善(※当該移転についても安全評価申告の対象とするという意味と思われる。)を完了しなければならないとされる(安全評価弁法20条)。

安全評価をクリアできないと、本土外の受領者に対するデータの越境移転が禁止されるため、本土外の受領者としても現在受領しているデータのうち、安全評価が必要な事由に該当するものがないかを確認したうえ、相応の対処を行う必要がある。

(1) 安全評価が必要な事由

次の事由のいずれかに該当するときに、データ提供者は、データ提供者の所在地の省級インターネット情報弁公室を通じて、(中央機関である)国家インターネット情報弁公室に対して「安全評価」を申告しなければならない(安全評価弁法4条)。

- ① データ取扱者が重要データを本土外に提供するとき
- ② 重要情報インフラ運営者及び 100万人以上の個人情報を取扱うデータ取扱者が個人情報を本土外に提供するとき
- ③ 前年1月1日から累計10万人の個人情報又は1万人の機微な個人情報を本土外に提供するデータ取扱者が個人情報を本土外に提供するとき
- ④ 国家インターネット情報部門が規定する、データ越境移転安全評価の申告が必要なその他の状況

上記からすると、主体の如何を問わず、データ自体が「重要データ」に該当すれば、その越境移転については安全評価が必要であることが明らかになった³点がポイントである。なお、「重要データ」とは、一旦改ざんされ、破壊され、漏洩され、又は違法に取得され、違法に利用される等すると国家の安全、経済の運行、社会の安定、公共の健康及び安全等を脅かすおそれのあるデータをいう(安全評価弁法19条)。「重要データ」の認定は、各産業、分野の所轄部署がそれぞれ重要データ目録を制定し、事業者がそれに基づき「重要データ」の該当性を判断する仕組みとなっている⁴。但し、現時点で「重要データ」の目録が公表されている分野は限られており⁵、引続き今後の動きを注視する必要がある。

また、個人情報については、その数量基準が明確にされた点もポイントである。すなわち、取扱う個人情報の量が100万人以上であれば、本土外への提供にあたって「安全評価」が必要となる他、本土外に提供している個人情報が累計して10万人(機微な個人情報の場合は1万人)に達すると、その時点からの提供については「安全評価」が必要となる。

まとめると、データ越境移転の適正化要件は下図のような整理となる。

表されている。同ガイドラインにおいては、安全評価申告表及びデータ越境移転リスク自己評価報告書のテンプレートが含まれており、申告資料の詳細が明らかにされている。本稿では詳細は割愛する。

³ データ安全法31条及びネットワーク安全法37条によると、重要情報インフラ運営者が中国本土内での運営において収集し、発生した重要データの出国安全管理は、安全評価が必要であるとされる一方、その他のデータ取扱者が中国本土内での運営において収集し、発生した重要データの出国安全管理は、別途国家インターネット情報部門が制定すると定めている。

⁴ データ安全法21条。

⁵ 「自動車データ安全管理に関する若干の規定(試行)」(2021年10月1日より施行)3条において、自動車分野での重要データについて、例えば以下のものが該当するとされる。①軍事管理区域、国防・科学技術・工業単位及び県級以上の党・政府機関等の重要かつ機微な区域の地理情報、人の通行量、車両の交通量等に関するデータ、②車両の交通量、物流等経済の運行状況を反映するデータ、③車両充電ネットワークの運用に関するデータ、④顔情報、ナンバープレート情報等を含む車外の映像、画像データ、⑤関係する個人情報主体が10万人を超える個人情報



(2) 安全評価申告手続の流れ

安全評価申告は、データ提供者が、データ提供者の所在地の省級インターネット情報弁公室を通じて、(中央機関である)国家インターネット情報弁公室に対して提出する。

申告時の提出資料は、申告書、データ提供者が行うリスク自己評価の報告書、データ提供者が本土外受領者と締結する予定の法律文書を含めなければならない。審査に要する時間としては、通常 45 業務日とされているが、複雑な案件は延長も可能とされている。安全評価合格の結果は 2 年間有効とされ、有効期間到来後も引き続きデータ越境移転活動を実施する必要があるときは、期限満了の 60 業務日前までに改めて評価を申告する必要がある。また、有効期間内においてデータの安全に影響する事由が生じる時は(例えばデータ提供の目的、方法、範囲、種類、本土外受領者がデータを取扱う用途、方法の変化によるもの)、改めて評価を申告しなければならない。

(3) 「リスク自己評価」と安全評価の評価内容

安全評価を申告する前に、データ提供者は事前に「リスク自己評価」を行う必要がある。リスク自己評価と安全評価の内容は基本的に共通しており、以下の事項を中心に評価することになる(安全評価弁法 5 条、8 条)。なお、リスク自己評価については、「データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第1版)」において、データ越境移転リスク自己評価報告書のテンプレートが公表されており、イメージを掴む一助となり得る。

- ① データ越境移転の目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性
- ② 本土外受領者が所在する国又は地域のデータ安全保護に係る政策・法規及びネットワーク安全環境が、越境移転データの安全に与える影響。本土外受領者のデータ保護水準が中国の法律、行政法規の規定及び強制力のある国家基準の要求に達しているか否か
- ③ 越境移転データの規模、範囲、種類、機微の程度、越境移転中及び越境移転後に改ざんされ、破壊され、漏洩され、紛失され、移転され、又は違法に取得され、違法に利用される等のリスク
- ④ データ安全及び個人情報権益が十分かつ有効に保障されているか否か
- ⑤ **データ取扱者が本土外受領者と締結する予定の法律文書**において、データ安全保護の責任・義務が十分に取決められているか否か
- ⑥ 中国の法律、行政法規、部門規則の遵守状況

(4) 「データ提供者が本土外受領者と締結する予定の法律文書」に含むべき内容

「データ提供者が本土外受領者と締結する予定の法律文書」には、以下の内容を含めなければならない(安全評価弁法 9 条)。なお、当該法律文書については、現時点で当局指定の形式はなく、下記内容を含めばよいとされる。

- ① データ越境移転の目的、方法及びデータ範囲、本土外受領者がデータを取扱う用途、方法等
- ② データの本土外における保存場所、保存期間、及び保存期間を満了し、取決める目的を達成し、又は法律文書が終了した後の越境移転データの取扱措置
- ③ 本土外受領者が越境移転データをその他の組織、個人に再移転するにあたっての拘束力を有する要求
- ④ 実質的支配権並びに事業範囲に実質的な変化が生じ、又は所在する国、地域のデータ安全保護に係る政策・法規並びにネットワーク安全環境に変化が生じ、及びその他不可抗力事由が発生し、その結果、データ安全を保障することが難しくなった場合に、本土外受領者が講じるべき安全措置
- ⑤ 法律文書に取決めるデータ安全保護義務に違反した場合の救済措置、違約責任及び紛争解決方法
- ⑥ 越境移転データが改ざんされ、破壊され、漏洩され、紛失され、移転され、又は違法に取得され、違法に利用される等のリスクに晒された場合に、緊急対応の要求を適切に実施し、及び個人がその個人情報の権益を維持保護するルート並びに方法を保障すること

2 公表された「標準契約」(意見募集稿)の概要

国家インターネット情報弁公室は、2022 年 6 月 30 日付で「個人情報越境移転標準契約規定」の意見募集稿(以下「標準契約規定草案」という。)を公表した。個人情報保護法 38 条 1 項 3 号⁶に定められる越境移転の適正化要件の一つとして標準契約の締結を通じて越境移転を行うことが認められるが、標準契約規定草案は標準契約に関する細則規定であり、標準契約のフォーマットも公表されている。意見募集稿段階ではあるが、これまで標準契約のフォーマットの公表は全くなされてこなかったため、標準契約の締結を利用できる場面についての当局のイメージを掴むうえで参考となる。

(1) 標準契約の締結を利用する場合の流れ

標準契約規定草案によると、標準契約を締結し越境移転を行うには、標準契約をただ締結するだけでは足りない。具体的には、個人情報取扱者による事前の個人情報保護影響評価の実施が必要であり、また個人情報保護影響評価報告書及び締結済標準契約を省級インターネット情報部門に(事後的に)届け出ることまでが必要とされる。

個人情報保護影響評価の内容は、基本的に安全評価の際のリスク自己評価と共通しているものの、受領者が所在する国又は地域の個人情報保護に係る政策・法制度が本契約規定の遵守に与える影響についても評価項目とされている点が異なる。また、届出は事後的な義務であり、標準契約発効の日から 10 業務日以内に行えば足りる。標準契約締結後、当初の契約で対象とされる個人情報に関する事項に変更があれば、標準契約を改めて締結し、再度届出を行わなければならない。

(2) 標準契約の締結を利用できる事由

標準契約を締結する方法を通じて越境移転を実施するには、個人情報取扱者が下記の全ての事由に合致する場合に限る(標準契約規定草案 4 条)。これらの事由は、前記 1 で述べた安全評価が必要な場合においては、標準契約の締結という方法を利用できないことを意味している。

⁶ 個人情報保護法 38 条 1 項 2 号によると、個人情報取扱者は業務上の必要性により、中国本土外に個人情報を提供する必要が確かにある場合は、次のいずれかの条件を具備していなければならない。

(三) 国家インターネット情報部門が制定した標準契約に基づき、本土外の情報受領者と契約を締結し、双方の権利と義務を取り決めること

- ① 重要情報インフラ運営者ではないこと
- ② (2)取扱う個人情報量が 100 万人に満たないこと
- ③ (3)前年 1 月 1 日からの本土外への個人情報の提供が累計で 10 万人に満たないこと
- ④ (4)前年 1 月 1 日からの本土外への機微な個人情報の提供が累計で 1 万人に満たないこと

(3) 標準契約のフォーマットのポイント

本規定の添付として公表されている標準契約のフォーマットについて、以下の特徴がみられる。

- ① EU の GDPR に基づく新たな「標準契約条項」(Standard Contractual Clauses)でみられるようなパターン分けの形式⁷ではなく、一本化した標準契約である。標準契約にカバーされているのは、①個人情報取扱者から本土外受領者に対する情報の提供、②個人情報取扱者から本土外の受託者(個人情報取扱者の委託に基づき個人情報を取扱う者)に対する情報の提供の場合がわかる⁸。
- ② 本土外受領者が受領した個人情報をさらに本土外の第三者(本土外受領者と同一の国の場合を含む)に再提供する際は、(i)個人情報主体に必要な情報を告知し同意を取得すること、(ii)第三者と書面による合意を締結して、第三者が同レベル以上の個人情報保護基準を確保し、且つ再提供により個人情報主体に生じる恐れのある損害に対して連帯責任を負うことが条件となる。
- ③ 個人情報主体が第三者受益者として、個人情報取扱者及び本土外受領者に対し、標準契約上の個人情報主体の権利の履行を求めることができる。また、個人情報主体の救済をしやすくするために、本土外受領者の標準契約違反で個人主体が損害を受けた場合には、個人情報取扱者に対して損害賠償を請求できる。個人情報取扱者はその後本土外受領者に求償できる。

3 個人情報保護認証に関するガイドライン

全国情報安全標準化技術委員会⁹事務局は、2022 年 6 月 24 日付で「ネットワーク安全標準実務ガイドライン—個人情報越境処理活動安全認証規範」(信安秘字[2022]126 号)(以下「認証ガイドライン」という。)を公布している。当該認証ガイドラインは個人情報保護法 38 条 1 項 2 号¹⁰における個人情報保護認証に関するものであり、個人情報越境移転の当事者が認証機関での認証を取得するに当たって必要な要件等を定めている。もっとも、当該認証ガイドラインは、法的効力のある規定ではなく、国家標準でもない。実務上任意に参照できるガイドラインという位置づけのものである。また、個人情報保護法 38 条第 1 項第 2 号によれば、「専門機関による認証」が必要であるところ、現時点において認証資格を有する専門機関すら公表されていない。したがって、実務上認証という方法を直ぐに利用できるまでの段階には達しておらず、今後の動向を見守る必要があると思われる。

なお、今後は、おそらく当該ガイドラインの内容がベースとなって、認証制度が整備される可能性は高いため、ここでは重要なポイントを見ていきたい。

(1) 適用範囲

本認証ガイドラインは①多国籍企業又は同一のエンティティの子会社や関連会社間の個人情報を越境移転す

⁷ SCC は管理者から管理者への移転、管理者から処理者への移転、処理者から再処理者への移転、処理者から管理者への移転の四つの移転タイプが含まれている。

⁸ 3 条の本土外受領者の義務に関する条項において、「個人情報取扱者の受託で個人情報を処理する場合」の表現が数カ所ある。例えば 3 条 8 項において、「個人情報取扱者の委託を受けて個人情報を取扱い、第三者に再委託して取扱わせるときは、個人情報取扱者の同意を事前に得ること。」との定めがある。

⁹ 全国情報安全標準化技術委員会は、中国の国家標準の制定や公布を統括する国家標準委員会の下部の組織であり、ネットワーク安全分野の国家標準の制定等を担当する。

¹⁰ 個人情報保護法 38 条 1 項 2 号によると、個人情報取扱者は業務上の必要性により、中国本土外に個人情報を提供する必要が確かにある場合は、次のいずれかの条件を具備していなければならない。

(二)国家インターネット情報部門の規定に基づき専門機関による個人情報保護認証を経ること

る活動、及び②中国本土内の個人に商品等を提供し、又は中国本土内の個人の行為を分析や評価する目的等として、中国本土外で中国本土内における個人の個人情報を処理する活動に適用される。

①はすなわちグループ内の個人情報越境移転であり、②は個人情報保護法第 3 条第 2 項に定めた域外適用の場合の個人情報取扱活動である。個人情報保護法において、域外適用により規制を受ける本土外の個人情報取扱者が第三章に定めている個人情報越境移転の規制を受けるか否かは明らかではないが、本認証ガイドラインは域外適用の場合にも適用されるとしている。この点は今後の法整備や実務上の執行状況をさらに待つ必要がある。

(2) 認証を申請する主体

グループ内の個人情報越境移転の場合は、中国国内にいる当事者が認証を申請すれば足りる。域外適用の場合は、中国国内で設置された専門機関又は指定された代表が認証の申請を行う。

(3) 認証の要件

個人情報越境移転の認証にあたり、事前の個人情報保護影響評価、個人情報取扱者と本土外受領者間で法的拘束力と執行力のある契約の締結¹¹、個人情報取扱者と本土外受領者がそれぞれ社内組織の整備(個人情報保護責任者の指定、個人情報保護部署の設置)、共通の個人情報取扱規則を制定し適用することが、個人情報取扱者と本土外受領者に求められる主な要件とされる。

まとめ

以上の通り、標準契約の締結もしくは専門機関による認証を通じて個人情報の越境移転を行うことに関しては、依然に制度整備の途中段階にあるものの、冒頭で述べたように、①安全評価が求められる場面は明確になったため、これについては早急に対処する必要がある。まずは中国本土から受領しているデータの属性、所在、保存場所、応用状況、受領ルートやセキュリティ対策を整理したうえ、今後も受領の必要性がある場合は、安全評価の実施に向けて対処していかなければならない。

11 個人情報保護法 3 条 2 項に定める域外適用の場合は越境移転と異なって、個人情報取扱者と本土外受領者間が存在しないように思われるが、その場合どのようにしてこの要件を満たせばよいかの説明はない。

Ⅲ 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

今月号の法令としては、データ越境移転の安全評価申告手続のガイドラインである「データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第1版)」が注目される。安全評価については、「データ越境移転安全評価弁法」が本年9月1日から施行されており、今後中国におけるデータ越境移転規制が実務においても本格化していくとみられる。なお、データ越境移転規制の直近動向については、今号のLawyer's Eyeも御覧いただきたい。

公布済み法令

<憲法・行政法>

データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第1版)

[ポイント] 本ガイドラインは本年9月1日に施行した「データ越境移転安全評価弁法」に定められる安全評価申告の手続を具体化したものである。安全評価申告書のテンプレートのほか、データ越境移転リスク自己評価報告書のテンプレートも公表された。(1)申告書には、データ取扱者や本土外受領者の情報、越境移転予定データの状況(データの類型、規模、関連業界等)やデータ越境移転のリンク(リンクサービスプロバイダー、リンクの数、帯域幅、本土内外のデータセンター名称、サーバールームの物理的な場所、IPアドレス等)も記入しなければならない。(2)リスク自己評価報告書はかなり広範な内容が含まれる。まず申告の3ヶ月前までに完成させるものでなければならない。且つ申告日までに重大な変化が生じていないことが必要である。内容については、大きく四つのパートに分かれており、評価にあたってかなりの作業量が必要になる。具体的には、(a)自己評価の概要(期間、実施過程、実施方法)、(b)越境移転活動の全般的な状況(データ取扱者の基本情報、データ越境移転に関する業務及び情報システム、越境移転予定データの状況、データ取扱者のデータ安全保障能力の状況、本土外受領者の状況、法律文書が取決めるデータ安全保障に係る責任・義務の状況)、(c)越境移転予定活動のリスク評価状況、(d)越境移転活動にかかるリスク自己評価の結論を含めなければならない。本ガイドラインの詳細については、本号Lawyer's eyeも参照されたい。

[原文] [数据出境安全评估申报指南\(第一版\)](#)

[公布/公表機関] 国家インターネット情報弁公室(国家互联网信息办公室)

2022年8月31日公布、同日施行

執筆担当:中国弁護士 胡絢静

***なお、データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第1版)に関しては弊事務所で全訳を作成しております。必要な方は[本ニュースレターメール](#)までご連絡ください。**

<経済諸法>

企業技術革新能力向上行動計画(2022-2023年)

[ポイント] 本計画は、企業の技術革新能力の向上に向けた2023年までの国の支援計画を定めたものであり、10の行動計画を打ち出している。例えば、研究開発費の加重控除、ハイテク企業税額優遇、技術取引の税額優遇その他企業の技術革新に有利な政策を確実に実施し、企業に向けた革新政策の総合プラットフォームを開設し、ターゲットを絞ったサービスを提供する。また、研究開発を奨励する重点分野目録を策定し、国の需要に基づく技術革新を実施するよう企業に誘導する。デジタル経済やプラットフォーム経済に携わる企業の技術革新の強化を支援すると明記されている。海外における技術革新拠点の設置、国際標準の制定への関与を支援し、

外資の研究開発拠点の支援策を整備し、外資の研究開発拠点による政府の技術プロジェクトへの関与、技術成果の活用を推奨する。さらに、企業の技術革新や起業に出資するエンジェル投資家、ファンド投資家を対象にした税額優遇を実施し、研究開発保険、知的財産保険等の新しい保険商品を推進するといった金融面でも支援を図る。

[原文] 企业技术创新能力提升行动方案（2022—2023年）（国科发区〔2022〕220号）

[公布／公表機関] 科学技術部、財政部（科学技術部、財政部）

2022年8月5日公布、同日施行

執筆担当：中国弁護士 李芸

<社会法>

国務院による積極的な出生支援措置の更なる改善と実施に関する指導意見

[ポイント]

本意見は、2021年8月20日に改正された人口計画生育法に基づき、1組の夫婦が3人の子を育てることができる、とする政策を広く実施し、支援するために、結婚、出産、子育て、教育につき一体として考慮し、財政、税収、保険、教育、住宅、就業等において支援する措置を完備し、着実に実行することを求めるものである。

具体的には、①素質の良い子を産み、良い環境で育てる(優生優育)ためのサービスのレベルの向上(優生優育の全体的なサービスの改善、児童の健康サービス品質の向上、生殖健康サービスの強化、家庭の乳幼児監護能力の強化)、②普遍的恩恵を受けられる託児サービスシステムの発展(普遍的恩恵を受けられる託児サービスの供給増加、託児機関の運営コストの低下、託児サービスの品質の向上)、③出産休暇と待遇保障メカニズムの整備(産休制度の改善、出産保険等の社会保険制度の整備)、④住宅、税収等における支援措置の強化(住宅保障システムの整備の加速、住宅購入における傾斜政策の正確な実施、税収・金融による支援作用を発揮すること)、⑤優良な教育資源の供給の強化(就学前教育の普及の普遍的水準の向上、義務教育の均衡発展レベルの向上、生理衛生等の健康教育の強化)、⑥出産しやすい就業環境の構築(柔軟な働き方の推奨、家庭にやさしい職場づくりの推進、労働就業による合法的權益の確実な保護)、⑦宣伝指導及びサービス管理の強化(出産にやさしい社会の雰囲気積極的な醸成、健全な人口サービスシステムの確立)が掲げられている。各地域の関連部門は積極的に出産を支援することの重要性及び緊迫性を深刻に認識し、適切に政治的ポジションを高め、積極的な出産支援措置の改善を加速しなければならないとされている。

[原文] 关于进一步完善和落实积极生育支持措施的指导意见（国卫人口发〔2022〕26号）

[公布／公表機関] 国家衛生健康委員会、国家發展改革委員会、中共中央宣传部、教育部、民政部、財政部、人力資源社会保障部、住宅都市農村建設部、中国人民銀行、国務院国有資産監督管理委員会、国家稅務総局、国家医療保障局、中国銀行保險監督管理委員会、中華全国総工会、共産党青年団中央、全国婦女連合会、中央軍事委員会後方勤務保障部（国家卫生健康委员会、国家发展和改革委员会、中共中央宣传部、教育部、民政部、财政部、人力资源和社会保障部、住房和城乡建设部、中国人民银行、国务院国有资产监督管理委员会、国家税务总局、国家医疗保障局、中国银行保险监督管理委员会、中华全国总工会、共青团中央、全国妇女联合会、中央军委后勤保障部）

2022年7月25日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 徳山剛史

草案・意見募集稿等

化粧品ネットワーク経営監督管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 2022年8月16日、「化粧品ネットワーク経営監督管理弁法(意見募集稿)」(以下「本草案」という。)が公表された。中国における化粧品のインターネット販売の普及に伴い、粗悪品や模造品の販売による被害の

増加が指摘されている。本草案は、化粧品のネットワーク経営及び化粧品電子商取引のプラットフォームサービス行為を規範化するため、「電子商取引法」(2019年1月1日施行)、「化粧品監督管理条例」(2021年1月1日施行)及び「化粧品生産経営監督管理弁法」(2022年1月1日施行)等を根拠として起草されたものである。本草案は、合計34条(全5章)で構成され、主に、①プラットフォームである「化粧品電子商取引プラットフォーム経営者」(以下「プラットフォーム経営者」という。)の義務及び②プラットフォームの出店事業者である「プラットフォーム内化粧品経営者」(以下「プラットフォーム内経営者」という。)の義務のほか(第2章・第3章)、③関係当局の監督管理責任(第4章)を定めている。なお、化粧品電子商取引プラットフォーム経営者が越境電子商取引小売輸入化粧品を経営する場合には、本草案は適用されない(第33条)。

- ✓ プラットフォーム経営者については、現行法上、プラットフォーム経営者が構築すべき化粧品品質安全管理制度が定められており、具体的には、プラットフォームにおける日常検査、違法行為(登録・届出の未了、不正確な化粧品ラベル内容の表示等)の制止・報告等の義務が課されている(「化粧品生産経営監督管理弁法」第45条～第48条)。本草案では、日常検査の重点(第12条)や違法行為の制止・報告の具体的手続(第14条)等が定められており、プラットフォーム経営者の義務が具体化されている。
- ✓ プラットフォーム内経営者については、現行法上、その経営する化粧品の情報開示義務が課せられているところ(「化粧品監督管理条例」第41条第2項、「化粧品生産経営監督管理弁法」第44条)、本草案では、プラットフォーム内経営者による情報開示の具体的方法が定められている。また、各法令に散在している「化粧品経営者」の義務(入荷検査記録制度の確立、製品の欠陥発見時の化粧品登録者等への通知等)が、本草案においてプラットフォーム内経営者の義務として明記されている。

草案段階ではあるものの、プラットフォームを通じて化粧品経営に従事する企業としては、正式版が公布された場合には、社内の管理体制等に少なからず影響が生じると考えられるため、本草案の今後の動向に留意することが望ましいといえる。

[原文] [化粧品网络营销监督管理办法（征求意见稿）](#)

[公布／公表機関] 国家藥品監督管理局（国家药品监督管理局）

意見募集期間 2022年8月17日～2022年9月6日

執筆担当: 日本弁護士 芳賀洋一

自動運転車運輸安全サービスガイドライン(試行)(意見募集稿)

[ポイント] 世界各国で自動運転技術の実用化に向けた技術開発や実証実験の取り組みが進んでいるところであるが、中国では早くも自動運転車の商用化が始まっており、2022年8月には武漢と重慶で無人自動運転タクシーの運用も始まっている。本ガイドラインはかかる社会情勢を反映し、自動運転車運輸の安全を確保するために制定が目指されているものである。本意見募集稿によると、本ガイドラインは、自動運転車(条件付自動運転車、高度自動運転車、完全自動運転車を含む)を用いて、公道(高速道路を含む)において、都市型公共バス、タクシー、道路一般貨物運送及び道路旅客運送の業務に従事する者に適用される。ガイドラインの内容としては、一般的な方針として、道路旅客運送事業における自動運転車の利用には慎重を期すべきこと、危険物の道路輸送業務に自動運転車を使用することは禁止されること等が定められているほか、事業者は関連する行政資格要件を満たさなければならないこと、自動運転車には適切な保険(500万元以上)をかけなければならないこと、条件付自動運転車および高度自動運転車には運転者を、完全自動運転車には遠隔運転者または安全管理者を配置しなければならないこと、自動運転車を運行する経路は学校、病院、大型商業施設など人口密集地から遠ざけなければならないこと、雨、雪、氷などの悪天候時には自動運転車による輸送業務を停止しなければならないこと、事業者は自動運転車の動態監視・管理を徹底しなければならないこと、自動運転車は運行状況を記録、保存、送信する機能を有するものでなくてはならず、関連する情報を事業者及び地方当局に適時に送信しなければならないこと(特に、事故または自動運転機能の停止が生じた場合、最短でも事故の90秒前から30秒後までの運転状況を自動的に記録・保存しなければならないこと)等の基本的ルールを定めている。

[原文] 自动驾驶汽车运输安全服务指南（试行）（征求意见稿）

[公布／公表機関] 交通運輸部（交通运输部）

意見募集期間 2022年8月8日～2022年9月7日

執筆担当: 日本弁護士 唐沢晃平

企業中長期外債審査登記管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 企業の中長期外債の管理を改善するため、国家發展改革委員会は、企業中長期外債審査登記管理弁法(意見募集稿)を公布した。同意見募集稿は、総則、外債規模と使途、外債審査登記、外債リスク管理と事後監督管理、法的責任、附則などの6章計37条の内容を含む。

中国国内企業及びその支配する国外企業又は支店が、国外において、人民元又は外貨で、元金及び利息を返済する1年を上回る(1年を含まない。)負債性金融商品の借入れを行う場合、本弁法の規制を受ける。

企業は、自身の資本信用状況に基づき、自らの裁量で国内外における外債資金の使途を決定することができるが、一定の使途条件(例えば、中国の法令に違反しないこと、国の利益及びデータ安全を損なわないこと等)を満たす必要があり、外債資金の使途が中国の發展戦略、産業政策等に合致することを確保しなければならない。さらに、外債の借入れを行う場合、企業の主体条件、資格条件、資金の必要性及び外債リスクコントロールシステムの健全性、企業及び支配株主、実質的支配者に関する一定の基本条件に満たす必要がある。

企業が外債の借入れを行う場合、外債の審査登記を行い、関連情報を報告、開示する必要がある。企業は、外債の借入前に改革委員会から「企業外債借入審査登記証明書」を取得し、審査登記手続きを完了しなければならない。審査登記を経ていない場合は、外債の借入れを行ってはならない。企業は、「審査登記証明書」をもって、外貨登記、口座開設、資金収支と人民元転、資金使途などの関連手続きを行う。また、企業は、各外債の借入後10営業日以内に、改革委員会のネットワークシステムを通じて、審査登録機関に対して、企業の主要な経営指標、外債借入状況などを含む外債借入情報を報告しなければならない。

[原文] 企业中長期外債审核登記管理办法（征求意见稿）

[公布／公表機関] 国家發展改革委員会（国家发展和改革委员会）

意見募集期間 2022年8月26日～9月26日

執筆担当: 北京事務所顧問 李加弟

生態環境行政処罰弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本稿は、現行の「環境行政処罰弁法」に対する改正案の意見募集稿である。主な改正点は以下のとおりである。

① 処罰の種類に関する修正

生態環境行政処罰の種類が追加された。通報叱責、資格の降級又は取消し、一定期間内の行政許可の再度申請の禁止、生産経営活動展開の制限、就業制限等の行政処罰の種類が追加された。

② 証拠収集方法に関する規定の詳細化

現場におけるサンプル抽出について、サンプル抽出、サンプル保存、サンプルの鑑定結果の告知等の手続きが詳細に規定された。また、生態環境主管部門の電子技術監視設備による証拠の取得についても、その適法性及び技術審査の内容が詳細に規定された。

③ 行政処罰裁量権に関する修正

行政処罰を科さない状況が規定された。初めての違法行為でその危害結果が軽微であり、かつ適時に是正された場合において、当事者が自身に主観的な過失がないことを証明できる証拠があるときは、行政処罰が科されないと規定された。

④ 関連期限及び過料に関する修正

一部の期限及び過料に関する規定が修正された。例えば、立件期限は7営業日から15営業日に変更さ

れ、法人又はその他の組織の「比較的大きな金額の違法取得」に対する認定最低額は5万元から20万元に変更された。

[原文] 生态环境行政处罚办法（征求意见稿）

[公布／公表機関] 生態環境部（生态环境部）

意見募集期間 2022年8月4日～9月5日

執筆担当:北京事務所顧問 李彬

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。